

制 度 名	放課後子どもプラン推進事業費補助	主管課名	少子化対策課 結婚支援 G		
		問合せ先	029-301-3261		
目的・趣旨	少子化や核家族化の進行，就労形態の多様化及び家庭や地域の子育て機能・教育力の低下など，子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ，放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図るとともに，次世代を担う児童の健全育成を支援する。				
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業] (1) 放課後子供教室推進事業 等 放課後子供教室推進事業，放課後子供教室備品整備事業</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業 等 放課後児童健全育成事業，放課後子ども環境整備事業，放課後児童クラブ支援事業，放課後児童支援員等処遇改善事業，障害児受入強化推進事業，小規模放課後児童クラブ支援事業，放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業</p> <p>[補助要件等] (1) 放課後子供教室推進事業 等 市町村が実施する事業に対して，県が補助する。</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業 等 市町村が実施する（又は助成する）事業に対して，県が補助する。 ・ 放課後児童支援員の配置。年間 250 日以上開所。 ・ 1 日平均 3 時間以上開所（ただし長期休暇期間は 8 時間以上）等</p> <p>[対象経費] (1) 放課後子供教室推進事業 等 ① 放課後子供教室の運営に必要な経費 ② 放課後子供教室開設のための備品の整備に必要な経費（開設初年度のみ）</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業 等 ① 事業運営に要する経費（飲食物費を除く。） ② 新たに放課後児童クラブを設置するため，既存施設の改修や設備整備を行うための経費 ③ 障害児受入のための指導員の配置費用</p> <p>[補助限度額等] (1) 放課後子供教室推進事業 等 市町村が地域の実情に応じて積算し，県が認めた額</p> <p>(2) 放課後児童健全育成事業 等 ※基準額は平成 29 年度の額 ① 年間開設日数及び児童数に応じ，基準額 1 クラブあたり 1,637 千円～4,306 千円 その他開設日数加算，長時間開設加算あり ② 既存施設の改修 基準額 12,000 千円，設備整備 基準額 1,000 千円等 ③ 障害児受入推進事業 基準額 1,796 千円等</p> <p>[経費負担割合]</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
市町村		1/3	1/3	1/3	—
[30 年度当初予算額] (1) 163,182 千円 (2) 1,802,792 千円		[30 年度補助対象団体] 平成 30 年 12 月頃決定予定			
[備考] ソフト事業及びハード事業					